

鹿児島県環境保健センター動物試験管理規程

(趣旨及び基本原則)

第1条 鹿児島県環境保健センター動物試験管理規程（以下「本規程」という。）は、次の各号に留意し、科学的、動物愛護及び環境保全並びに動物試験等を行う職員等の安全確保の観点から環境保健センター（以下「センター」という。）における動物試験等を適正に行うため、定めるものとする。

- (1) 「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「動物愛護管理法」という。）
- (2) 厚生労働省が策定した「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日）」（以下「指針」という。）
- (3) 日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日）」（以下「ガイドライン」という。）
- (4) 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）

2 動物試験等の実施に当たっては、動物愛護管理法及び飼育保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）に基づき、適正に実施する。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物試験等 本条3号に規定する実験動物を教育、試験研究、その他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管または動物試験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験動物 動物試験等の利用に供するため、飼養保管施設で飼養または保管しているほ乳類（施設等に導入するために輸送中の物を含む）をいう。
- (4) 動物試験計画 動物試験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物試験実施者 動物試験等を実施し、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (6) 動物試験責任者 動物試験実施者のうち、動物試験等の実施に関する業務を統括する者をいい、試験を担当する部の部長とする。
- (7) 管理者 所長のもとで、飼養保管施設を管理する者をいい、錦江庁舎の副所長とする。
- (8) 指針等 動物愛護管理法、飼養保管基準、指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、センターにおいて実施される全ての動物試験等に適用する。

2 動物試験責任者は、動物試験等の実施をセンター以外の機関に委託する場合、委託先においても、指針等に関する基本指針に基づき、動物試験等が実施されることを確

認すること。

(実施機関の長の責務)

第4条 センター所長(以下「所長」という)は、センターにおける動物試験等の最終的な責任を有し、本規程に定める措置その他動物試験等の適正な実施のために必要な措置を講ずる。

2 本規程の策定

所長は、指針等の規定を踏まえ、動物試験等の施設等の整備及び管理方法並びに動物試験等の具体的な実施方法等を定めた規程を策定する。

3 動物試験委員会の設置

所長は、動物試験計画が指針及び本規程に適合しているか否かの審査を行うなど、適正な動物試験等の実施を図るために必要な事項を検討するため、動物試験委員会(以下「委員会」という)を設置する。

4 動物試験計画の承認

所長は、動物試験等の開始前に責任者に動物試験計画を申請させ、その動物試験計画について委員会の審査を経て、その申請を承認又は却下する。

5 動物試験計画の実施結果の把握

所長は、動物試験等の終了後、責任者から動物試験計画の実施結果について報告を受け、委員会の審査を経て、必要に応じ適正な動物試験等の実施のための改善措置を講ずる。

6 教育訓練等の実施

所長は、動物実験実施者に対し、適正な動物試験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管に関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じる。

7 自己点検及び評価並びに検証

所長は、定期的に、センターにおける動物試験等の指針及び本規程への適合性について、委員会に点検及び評価を行わせ、その結果を報告させるとともに、当該点検及び評価の結果について、センター以外の者による検証を実施することに努める。

8 動物試験等に関する情報公開

所長は、本規程及び7の規程に基づく点検及び評価の結果等において、適切な方法により公開する。

(動物試験責任者の責務)

第5条 動物試験計画の策定

動物試験責任者は、動物試験等の実施に当たっては、あらかじめ動物試験計画を策定し、所長の承認を得る。

2 動物試験計画の実施結果の報告

動物試験責任者は、動物試験等の終了後、実施機関の長に動物試験計画の実施結果について報告する。

(委員会)

第6条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、所長に報告又は助言する。

- (1) 動物試験計画が指針等及び本規程に適合しているか否かの審議。
- (2) 動物試験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 飼養保管施設に関すること。
- (4) その他、動物試験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

2 委員会は所長が次に掲げる者から任命した3名以上の委員により構成することとし、その役割を果たすためにふさわしいものとなるよう配慮すること。

- (1) 動物試験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者

(動物試験等の実施上の配慮)

第7条 科学的合理性の確保

動物試験責任者は、動物試験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえ、動物試験計画を立案し、動物試験等を適正に実施すること。

(1) 適正な動物試験等の方法の選択

ア 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

イ 実験動物の使用数削減のため、動物試験等の目的に適した実験動物種の選定、動物試験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

ウ 動物愛護管理法及び飼養保管基準を踏まえ、実験動物への苦痛をできる限り軽減する方法により、動物試験等を適切に行うこと。

(2) 動物試験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備において動物試験等を実施すること。

2 安全管理

物理的、化学的な材料等を用いる動物試験など、人又は実験動物の安全・健康、周辺環境及び生態系に影響を及ぼす可能性のある動物試験等を実施する場合は、動物試験実施者等の安全確保及び健康維持の他、公衆衛生、生活環境及び生態系の保全上の支障を防止するために相当の注意を払うこと。また、飼育環境の汚染により実験動物が損害を受けることのないよう十分に配慮すること。

(実験動物の飼養及び保管)

第8条 実験動物の飼養及び保管（輸送時を含む。）は、動物愛護管理法及び飼養保管基準に従うほか、飼育環境の微生物制御等の科学的観点から、動物試験等に必要な飼養及び保管方法を踏まえ適切に行うこと。

(補足)

第9条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

附 則

本規程は、平成29年4月3日から施行する。

本規程は、平成30年4月2日から施行する。

本規程は、令和6年4月19日から施行する。